号及び次号において「預託等」という。）をする証拠金」とあるのは、「相手方に貸付若しくは預託又はこれらに類する方法による差入（以下この号及び次号において「預託等」という。）をする証拠金」とする。	の号及び次号において「預託等」という。）をする証拠金」とあるのは、「相手方に貸付若しくは預託又はこれらに類する方法による差入（以下この号及び次号において「預託等」という。）をする証拠金」とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

府令・省令

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
経済産業大臣　世耕　弘成

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（財務諸表） **第十四条**　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成） **第十五条**　機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。	（財務諸表） **第十四条**　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。 （事業報告書の作成） **第十五条**　機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　機構の目的及び業務内容 二　国の政策における機構の位置付け及び役割 三　中長期目標の概要 四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略 五　中長期計画及び年度計画の概要 六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉 七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策 八　業績の適正な評価に資する情報 九　業務の成果及び当該業務に要した資源 十　予算及び決算の概要 十一　財務諸表の要約 十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明 十三　内部統制の運用状況 十四　機構に関する基礎的な情報	2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　機構に関する基礎的な情報 イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要 ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地 ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。） ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴 ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに機構への出向者の数 二　財務諸表の要約 三　財務情報 イ　財務諸表に記載された事項の概要 ロ　重要な施設等の整備等の状況 ハ　予算及び決算の概要 ニ　経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況 四　事業に関する説明 イ　財源の内訳 ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明
［項を削る。］	3　事業報告書には、通則法第三十五条の八の規定により読み替えて準用する通則法第三十一条第一項の年度計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	